

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 一宮市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	81.6	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	72.0	%
全職員	65.5	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	79.6	%
本庁課長相当職	92.6	%
本庁課長補佐相当職	95.8	%
本庁係長相当職	98.6	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	93.0	%
31～35年	92.6	%
26～30年	94.0	%
21～25年	91.5	%
16～20年	90.7	%
11～15年	90.2	%
6～10年	86.6	%
1～5年	76.5	%

【説明欄】

- ・全職員に対する会計年度任用職員の割合が、女性が42.9%に対し、男性が13.5%のため差異への影響が大きい。
- ・扶養手当は男性に支給している場合が多く、受給者に占める男性の割合が82.6%である。
- ・本庁部局長・次長相当職は男性の医師の比率が高く、差異への影響が大きい。
- ・1～5年の職員は採用の中に管理職の医師があり、男性の比率が高いため差異への影響が大きい。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。